

協議の場での取りまとめ

市町村名	阿久根市	
地域名 (地区内農業集落名)	脇本北部地区 (八郷・小漣・大漣・松ヶ根・黒之上・槇之浦西・槇之浦東・黒之浜・大谷・深田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月3日(第1回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状と課題

当地区は、農業者の平均年齢67歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念される。また、市の最北部に位置し、海岸から中山間部にかけて距離が短く6ヶ所の基盤整備地区(水田4・畑2)を除き、小面積の農地が段々状に連なり平面的な団地化を図ることが困難な状況にあることから営農条件を整備する必要がある。更に、林野率が高く有害鳥獣の被害対策が喫緊の課題である。

【地域の基礎データ】 農業者 :179人(うち50歳代以下8人), 団体経営体(法人・集落営農組織等)5経営体

主な作物: 水稻, 露地野菜, 畜産

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地区外からの耕作者が増加する中、地縁的つながりが深く、地元の農業者を育成することが望ましい。そのためには、収益性の高い作物に転換する必要がある。
- ・圃場が狭い上に石が多く、収益性に欠けることから貸借も進まず担い手も育成できない。基盤の整備が必要不可欠である。
- ・相対の貸し借りが多く、効率的な農業ができていない。農地中間管理事業を導入することで、高度利用を図る。
- ・基盤整備されてから20年以上が経過し、施設の老朽化や圃場の状態が悪くなっており、汎用化を図ることができない。軽微な改善から進めて次世代につなぐ。
- ・イノシシ被害が増加して農家の生産意欲の減退につながっている。個々の負担が増えて所得を圧迫するため、地域ぐるみで取り組むなど、これまで以上の対策が望まれる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	168ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	125ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	〇〇ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積，集約化の方針

- ・ 農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、農業担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・ 農地中間管理機構への貸し付けを推進し、担い手の経営意向を考慮しながら段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・ 担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を推進する。

(4)多様な経営体の育成・確保の取組方針

- ・市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

- ・ 地域内で農作業の効率化を図るため、栽培から出荷までの農業生産行程の一部又は全部を請け負う事業体を活用し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください。）

✓	①鳥獣被害防止対策		②有機農業		③スマート農業		④輸出		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨その他		

- ① イノシシやシカ等の被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。